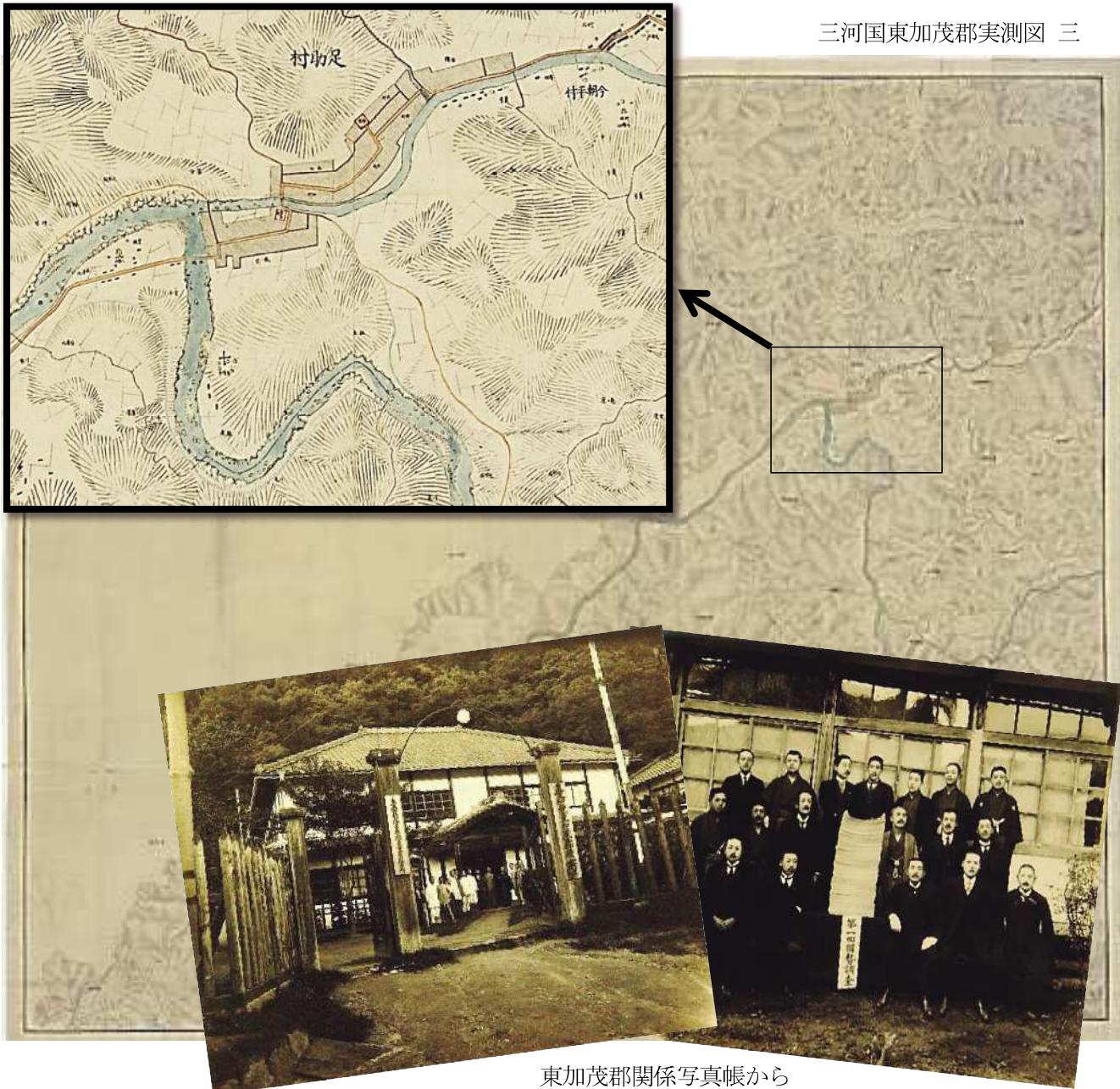


愛知県公文書館だより

目次

企画展関連資料写真	1	愛知県史展示コーナー	6
開館三十周年記念特別展	2	「県庁文書」にみる祝祭日	6
表紙の写真の解説	3	寄託・寄贈資料紹介	7
愛知県公文書館三十周年を迎えて	4	レファレンスコーナー	8
古文書講座	4	インターナンシップ研修生体験記	8
古文書解読「盜賊御仕置御定」	5	利用案内・編集後記	8



 愛知県

開館三十周年記念特別展 「厳選！公文書館の逸品」

開館から三十周年を迎えた今年度の企画展は「開館三十周年記念特別展」として、十月三日（月）から十一月三十日（水）までの期間で開催しました。

例年の企画展では、展示テーマを決めて、その趣旨に沿った資料を展示していますが、今回の特別展ではテーマを設けず、また、資料の形態などにもこだわらず、本館が所蔵する資料の中から、とにかく貴重なものや面白そうなものを厳選し、これらを「公文書館の逸品」として展示しました。資料そのものは非常に興味深いものであるのに、テーマに合わないということで、これまで企画展で取り上げてこなかつたものがたくさんあります。が、今回の特別展では、そういうた資料も紹介することができ、多くの来館者の皆様から御好評をいただきました。

以下、今回の特別展で展示した資料の中から、ごく一部ではあります。が、資料の概要について御紹介します。

明治期の地籍図・地籍帳

明治期に作成された地籍図の中から、名古屋城周辺が描かれた「名古

屋区天」とこれに関連する地籍帳などを展示しました。

「名古屋区天」は、縦 100cm ×

横 340cm にもなる地籍図で、本館が所蔵する地籍図の中ではかなり大きいものです。この地籍図が作成された明治十七年頃は、名古屋城や現在の愛知県庁舎がある外堀までの一帯は、当時の陸軍の管轄下に置かれていました。このため、地籍図に名古屋城などの記載はなく、「名古屋鎮臺」と記されています。

今回の展示では、地籍図とともに、昭和四十八年に撮影された航空写真なども展示しました。来館者の方からは、当時と現在の名古屋城周辺の様子を比較して見ることができると好評でした。

愛知県の成立と愛知県知事

幕末から明治初期にかけて名古屋藩が作成した「藩庁文書」や、明治五年の愛知県の成立から昭和十五年までの県の公文書である「県庁文書」などによって、版籍奉還から現在の愛知県が成立するまでの歴史的な経過を紹介しました。

明治二年六月の版籍奉還によって、藩主が地方長官である知藩事に任せられたこと、明治四年七月の廃藩置県によつて、名古屋藩が名古屋県となり、同年十二月に初代名古屋県権令に井関盛良が着任したこと、明治五年四月に名古屋県が愛知県と改称

されたことなど、愛知県の成立に関する史実が記された文書を展示了しました。

また、「歴代愛知県知事肖像画・写真」として、明治期の知事の肖像画と写真の一部や、その写真のガラス製の原板なども展示了。

これらの資料を御覧いただくことによって、愛知県の歴史に関心を深めていただきつかけとなればと思います。

これまでの企画展ではテーマに合わなかったため

に、展示する機会がほとんどなかつた資料を紹介しました。

昭和の愛知県政

歴史資料としての公文書の中には、当時の社会動向や県民の生活の状況などを読み取ることができる資料が数多くあります。ここでは、愛知県章や県民歌、県庁舎など、県民に馴染みのある事柄に関する資料を展示了しました。

愛知県章と県民歌は、昭和二十五年に第五回国民体育大会が愛知県で開催されるのを契機に、一般公募によって制定されました。「愛知県章・県民歌制定関係」の資料群には、約千六百点の応募作品の中から選ばれました。現在の愛知県章の原型となる作品を始め、100点以上の応募作品が残されています。今回は、そのうちの一部を展示しましたが、どの作品も個性溢れる秀逸なものでした。

した。本館では、この郡役所が作成した公文書や所有していた資料を「郡役所文書」として保存しています。

ここでは、愛知郡会議事堂の図面が掲載された「郡有財産台帳」等の

公文書のほか、「三河国東加茂郡実測図」（表紙写真）や木製の「愛知県知多郡役所棟札」など、これまでの企

画展ではテーマに合わなかつたために、展示する機会がほとんどなかつた資料を紹介しました。



御触留

郡役所文書

郡役所は、明治十一年に県と町村の間に位置する地方行政機関として設置され、約五十年間にわたって郡行政や町村の監督などを行つていま

した。このほか、昭和十三年に竣工した愛知県庁本庁舎の図面（昭和十六年三月

(現在) 庁舎平面図、会計課」や、愛知県内の各地域で伝えられている習慣・迷信を調査した結果を記した「愛知県風俗習慣迷信調査書」など、県民の生活に関わりの深い資料を紹介しました。

県政一〇〇年記念式典

明治五年十一月に、当時の愛知県と額田県が合併し、現在の愛知県が誕生して百年目となる昭和四十七年、「県政一〇〇年記念事業」が行われました。この記念式典で、当時の桑原幹知事が読まれた式辞の原稿の実物や式典の写真などを展示しました。

また、県政百年を記念して作成された愛知県政特集映画「新しい夜明け 愛知百年」の視聴コーナーを設け、映像や音声でも楽しんでいただけるようにしました。

加藤鐸五郎関係資料(寄託資料)

加藤鐸五郎は、愛知県を代表する政党政治家です。内科医であつた彼は、大正二年に名古屋市議員に初當選し、政治家の道を歩み始め、昭和三十三年には衆議院議長に就任しています。

展示室中央に配置した展示ケースでは、貴重な資料の現物を間近で御覧いただけます。約百三十点もの農具が詳細に描かれた「知多郡農具図」や「愛知県園芸発達史」の編さんのために収集された資料と推定される「果樹彩色画」、昭和十六年から二十四年までの戦中・戦後の状況や施策などが多く記



挙に関する懇願の書状など、歴史的価値の高い貴重な資料を数多く展示しました。

公文書館と聞くと、堅苦しくて難しい文字ばかりの資料しかない、というイメージを持たれるかもしれません。確かに、公文書館が収集する資料は、主に歴史的価値のある県の公文書であり、そのほとんどが文字資料です。しかし、これらの資料の中には、読んでもみると面白いものや目で見て楽しいものもたくさんあります。今回、企画展としては初めて使用した映像資料が、来館者の皆様に好評であったことが、それを示していると思います。DVDやCDによる視聴覚資料もたくさんありますので、是非、ご利用いただきたいと思います。

今回の開館三十周年記念特別展では、展示スペースの都合で御紹介できなかつた資料も数多くあります。この特別展にお越しいただいた皆様が、本館の所蔵資料や愛知県の歴史に興味をお持ちになり、たくさんの方々に公文書館を利用していただければ幸いです。

右下の二枚の写真は、東加茂郡役所が保管していた写真帳にあつた写真です。左は東加茂郡役所の庁舎の写真、右は「第一回国勢調査」の写真。左は東加茂郡役所の写真帳には、東加茂郡役所が置かれていた足助村付近を拡大したものです。細かく描かれている川沿いの岩など、制作者のこだわりには驚かされます。当時からのように変化したのか、現在の地図と比較してみてください。

右下の二枚の写真は、東加茂郡役所が保管していた写真帳にあつた写真です。左は東加茂郡役所の写真、右は「第一回国勢調査」の写真。左は東加茂郡役所の写真帳には、東加茂郡役所が置かれていた足助村付近を拡大したものです。細かく描かれている川沿いの岩など、制作者のこだわりには驚かされます。当時からのように変化したのか、現在の地図と比較してみてください。

表紙の写真的解説

表紙の写真是、本館所蔵の「郡役所文書」のうち、いずれも東加茂郡役所(所在地は現在の豊田市足助町)で作成された資料です。

中央の写真是、明治十七年に作成された「三河国東加茂郡実測図」です。縮尺六千分の一の実測図で、東加茂郡の全域が六枚に分割されており、写真是その一つの「三」です。大きさは、縦一七〇cm×横一〇〇cmで、村・郡の境や県道、里道のほか、山脈や川などが詳しく描かれ、自然豊かな地域であつたと見て取れます。

左上の写真是、東加茂郡役所が置かれていた足助村付近を拡大したもの。細かく描かれている川沿いの岩など、制作者のこだわりには驚かされます。当時からのように変化したのか、現在の地図と比較してみてください。

愛知県公文書館三十周年を迎えて

館長 小林博司

愛知県公文書館は、昭和六十一年七月一日の開館から、今年度で三十年を迎えられました。三十年という節目を迎えることは、これまで本館の運営に御協力をいただきまして関係各所及び利用者の皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。

この三十年間で、公文書管理における最も重要な出来事として、公文書等の管理に関する法律（公文書管理制度法）の制定があります。平成十九年に国の公文書管理の不適切事案が相次いで発覚し、これを機に、公文書管理の重要性の認識が高まり、平成二十一年七月一日に同法が公布（平成二十三年四月一日施行）され、国の公文書の管理・保存・利用に関する統一ルールが明確にされました。

この公文書管理制度には、地方公共団体にも国同様の文書管理制度を行うよう、努力義務が規定されています。このうち、公文書館に関するものとして、文書の保存期間満了前でのきるだけ早い時期に保存期間満了時の措置を設定するレコードスケジュールがあります。本県では、平成二十四年度の完結文書からレコードスケジュールを導入し、文書が完結した翌年度に、各所属において公文書館へ移管する文書の選別を行っています。

つて、公文書の歴史的価値の判断をより的確に行い、歴史資料の適切な保存・利用の確保に努めています。一方で、急速かつ高度に情報化が進展する現代社会にあって、公文書館としてこれにいかに対応するかが従前からの課題となっています。本館では、平成十六年に所蔵資料検索システムを導入するなど、インターネットを活用した情報提供に取り組んできましたが、今日では、所蔵資料のデジタルデータをインターネット上で公開するデジタルアーカイブの構築が公文書館に求められています。本館といたしましても、今後、デジタルアーカイブの導入に向けた調査研究を進めていく必要があると考えております。

本館の所蔵資料は、現在、十八万点を超えるまでになりましたが、収集した資料を利用してもらわなければ意味がありません。これまで、公文書館自体の認知度が低いことや、公文書という資料の特質から、どちらかというと特定の方に利用が偏りました。今後は、常設展や企画展、古文書講座などの事業を充実させて公文書館の魅力向上を図ることとともに、小・中学校や高等学校に対しても、公文書館の利用を働きかけるなど、より多くの県民の方々に利用してもらえるよう努めていきたいと考えております。

古文書講座

を行いました。

応用編は、県史編さん室の職員が講師を務め、『愛知県史 資料編 23 近世9 維新』に掲載された「勤用通達 手留」の解説と内容の解説を行いました。この資料は、元旗本の所領の変遷を記したもので、当時の旗本の実情を知る上で興味深いものでした。臨場感溢れる内容の資料を読むことで、歴史を身近に感じていただけたことと思います。

講座終了後には、受講者の皆様からたくさんの御意見や御感想をいただきました。この古文書講座がより良いものとなるよう、皆様の声を今後の講座に生かしてまいります。

（平成二十三年四月一日施行）され、（平成二十三年七月一日施行）され、

本館の運営に御協力をいただきまして関係各所及び利用者の皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。

この三十年間で、公文書管理における最も重要な出来事として、公文書等の管理に関する法律（公文書管理制度法）の制定があります。平成十九年に国の公文書管理の不適切事案が相次いで発覚し、これを機に、公文書管理の重要性の認識が高まり、平成二十一年七月一日に同法が公布

（平成二十三年四月一日施行）され、（平成二十三年七月一日施行）され、

本館の運営に御協力をいただきまして関係各所及び利用者の皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。

この三十年間で、公文書管理における最も重要な出来事として、公文書等の管理に関する法律（公文書管理制度法）の制定があります。平成十九年に国の公文書管理の不適切事案が相次いで発覚し、これを機に、公文書管理の重要性の認識が高まり、平成二十一年七月一日に同法が公布

（平成二十三年四月一日施行）され、（平成二十三年七月一日施行）され、

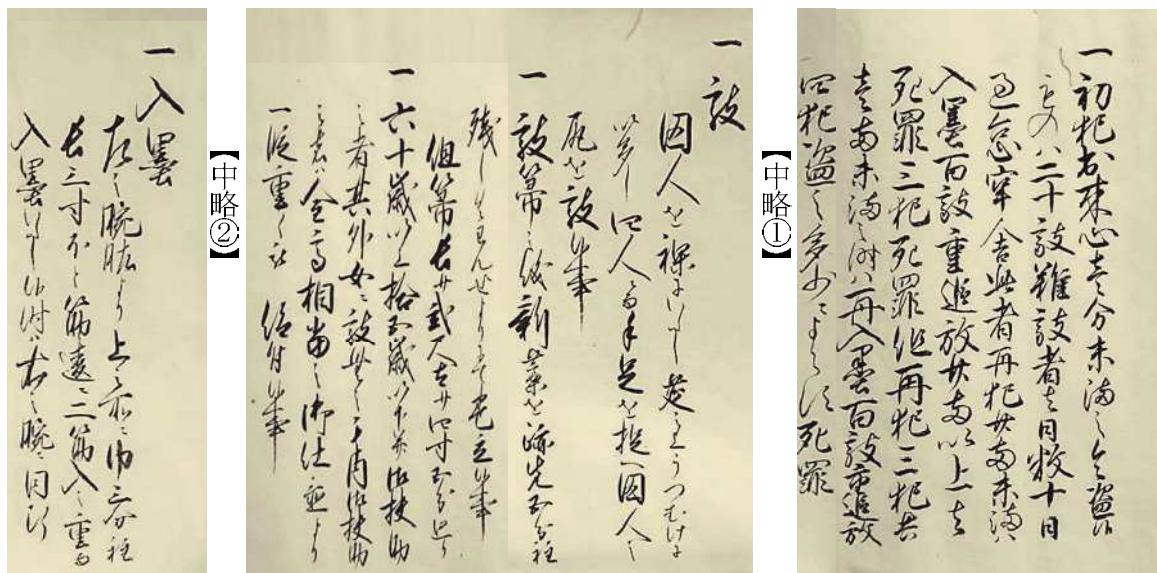
本館の運営に御協力をいただきまして関係各所及び利用者の皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。

この三十年間で、公文書管理における最も重要な出来事として、公文書等の管理に関する法律（公文書管理制度法）の制定があります。平成十九年に国の公文書管理の不適切事案が相次いで発覚し、これを機に、公文書管理の重要性の認識が高まり、平成二十一年七月一日に同法が公布



古文書解説

「盜賊御仕置御定」



【中略①】

一 故

囚人を裸にいたし、筵之上うつむけに

いたし、四人二而手足を捉へ囚人之
尻を敲候事

一 敲箒之儀、新藁を跡先五分程

残しくわんせよりにて巻立候事

但、箒長サ式尺、太サ四寸五分廻り

六十歳以上拾五歳以下并御扶助
之者、其外女ニ敲無レ之、其内御扶助

之者ハ金高相当之御仕置より

【中略②】

一 入墨

左之腕肱より上之所ニ巾三分程、
長三寸ほど筋違ニ二筋入レ之、重而
入墨いたし候時ハ右之腕ニ同断

【後略】

一 初犯、出来心、壱分未満之令レ盜候
ものハ二十敲、難レ敲者者日數十日
過怠牢舍、此者再犯廿両未満ハ
入墨・百敲・重追放、廿両以上者
死罪、三犯死罪、但、再犯、三犯共
壱両未満之時ハ再入墨・百敲・重追放、
四犯盜之多少ニよらず死罪

【中略①】

一 敲

囚人を裸にいたし、筵之上うつむけに

いたし、四人二而手足を捉へ囚人之
尻を敲候事

一 敲箒之儀、新藁を跡先五分程

残しくわんせよりにて巻立候事

但、箒長サ式尺、太サ四寸五分廻り

六十歳以上拾五歳以下并御扶助
之者、其外女ニ敲無レ之、其内御扶助

之者ハ金高相当之御仕置より

一段重く被仰付候事

【中略②】

一 入墨

左之腕肱より上之所ニ巾三分程、
長三寸ほど筋違ニ二筋入レ之、重而
入墨いたし候時ハ右之腕ニ同断

【後略】

史料は、本館が所蔵する尾張藩士大塚三右衛門家の文書にある、「盜賊御仕置御定」の一部です。尾張藩の刑罰法規であった寛政六年（一七九四）制定の「盜賊御仕置御定」の主要部分の写しと考えられます。天保十四年（一八四三）五月に最後の追加記載が見られます。こうした「御定」は寺社・勘定・町奉行所など特定の部署に置かれ、伝本も少ないとから、大変貴重なものです。

掲載部分は金錢の窃盜についての規定です。被害額に加えて、「初犯」、「出来心」などの情状により、具体的な刑罰が定められています。また、再犯、累犯には重い刑罰が課され、「四犯、盜みの多少ニよらず死罪」と厳罰主義となっています。処罰方法を記した【中略①】以降には、老人・子供・女性といった「敲きがたき者」には、敲きに替えて牢への収監を科すことが記されるなど、弱者等への一定の配慮がうかがえ、厳罰主義との対照が興味深いところです。

なお、懲役・禁固は、現在では一般的な刑罰ですが、当時の牢は、未決囚を留め置く所で、刑罰としての入牢はほとんどなく、現行刑法とは大きな違いがあります。

また、次の段以降には、「出来心」、「追放」など、動機や刑罰等の定義や方法がこと細かく記述されています。ここでは、「敲」と「入墨」の定義等の部分を掲載しました。

「敲箒」（笞）は、尾張藩は新藁を巻き上げて作ると記されていましたが、江戸では割竹を芯に皮とこよりを巻いて作製しました。「入墨」についても、尾張藩では筋違い二筋となっていますが、江戸は廻輪二筋と異なつており、幕藩体制における各藩政の独立性の一端がうかがえます。

本館では、この史料をマイクロフィルムで閲覧・複写することができます。時代劇や歴史小説のファンには大変興味深いものだと思います。

愛知県史展示コーナー

—新刊掲載資料から—

県史編さん室では、愛知県公文書館の展示スペースを使って、編さん事業と最新刊の紹介を行っています。

今年度は、通史編の初刊となる『通

史編1『原始・古代』幕末から明治

初期までを扱った『資料編23近世

9『維新』戦後から昭和の終わりまでを扱った『同36現代』で掲載した資料を紹介しています。

各巻の展示の概要は次のとおりです。

【原始・古代】 古代の律令国家が成立するはるか前より、現在の愛知県域で列島の東西文化が接していくことが遺構から明らかになってきました。東西文化の結節点であったこの地では、ほかでは見られない特色を持った製品が数多く作られました。

「愛知のものづくり」の源流を、原 始・古代にこの地で生み出されたものから紹介していきます。

【近世9】 明治二年の版籍奉還により、各藩の城郭は新政府の所有となり、新たに置かれた知藩事が管理することとなりました。

その後、明治四年の廢藩置県後は陸軍省が所管することとなります。明治維新を経て支配体制が大きく



「県庁文書」にみる祝祭日

今年から、八月十一日が新たな国民の祝日「山の日」となりました。

本館所蔵の「愛知県庁文書」にも、

明治期の祝祭日についての文書があり、今回はその一例を御紹介します。

明治六年の太政官布告では、一年間の祝祭日を定めています。この中で、現在にも通じる祝日に「紀元節」と「天長節」があります。さらに、

明治十一年には、「春季・秋季皇靈祭」が追加されています。祝祭日には、

官公庁や神社等で祭礼や式典が行われ、時には宴会も催されました。

「紀元節」は、現在の建国記念日

に当たり、明治期も現在と同じ二月十一日です。皇居に向かって拝礼する遙拝式が行われており、「決議留」には、正装して午前八時に登庁、拝賀・遙拝式を行うと書かれています。

「天長節」は、現在の天皇誕生日です。明治天皇の誕生日は、旧暦では九月二十二日でしたが、明治六年の改暦に際して、十一月三日に変わっています。この日には、府内で祝宴が開かれ、「決議留」によると、収監中の囚人たちの食事も魚が牛・肉に換えられています。「旧藩書類雑ノ部」には、一般市民から奉祝金が献納されたことも記されていて、特別な日であつたことがうかがえます。

一方、明治天皇が崩御した明治四十五年、その葬礼についてまとめた「大喪関係書類」には、本年の天長節は祝典を取りやめ、官公庁や学校は休日とし、国旗の掲揚も行わないようにとの文書が残されています。

ところで、昭和二年、明治天皇の誕生日を、「臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶スル」(官報)として「明治節」と定め、祝祭日としました。現在の文化の日がこれに当たります。

「春季・秋季皇靈祭」は、現在の春分・秋分の日に当たります。歴代の天皇を始め、皇妃や皇親を祀り祭祀を行う日で、「雑件」には、実施を巡って村民と郡長の対立があつた際に当たる、神社で祭礼を行うよう命じた案文が残っています。

このほか、元日に行われた「四方拝」という宮中における新年の行事については、「御布令留」に、参加する官吏は元日の丑の刻(午前二時)や寅の刻(午前四時)に参朝するよう命じた案文が残っています。

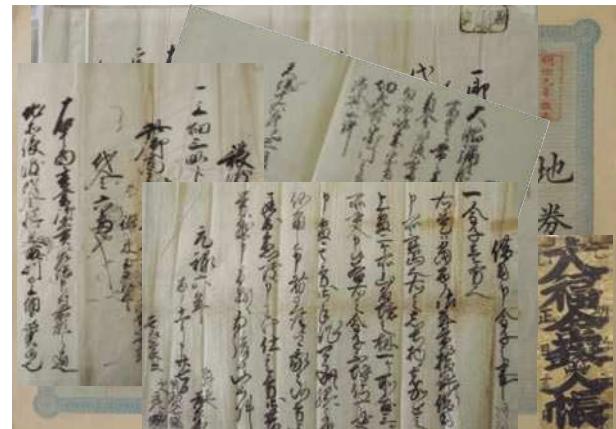
これらの祝祭日は、昭和二十二年、一旦全て廃止されましたが、名称を変えています。以上のように、県庁文書の中に、当時の人々の生活や年中行事の一端を伝えているものがあります。皆さんも是非、興味ある事柄の資料を探してみてはいかがでしょうか。

寄託・寄贈資料紹介

開館から三十年の間に、多くの方々から様々な資料が本館に寄託・寄贈され、その数は、平成二十八年四月の時点で四五七点に及びます。これらの寄託・寄贈資料は、展示室の常設展示や企画展で皆様に御紹介しています。また、古文書講座の資料として利用するほか、この公文書館だよりの古文書解説でも御紹介しています。それぞれの資料は江戸から昭和に至る各時代の状況を知る上で貴重なものばかりで、その一部は複製本やマイクロフィルムの形で閲覧していただけるようになっています。

さて、本館の寄託資料の中で、数の多さを誇るのが「大脇家文書」です。資料総数は二三〇五点に上り、その中身は「庄屋文書」や「宗教関係文書」、「般若井筋関係文書」、「近代文書」と多岐にわたっています。犬山の成瀬家が支配し、近世では一村として扱われた和田勝佐村（現江南市）は、実際は和田と勝佐のそれぞれで運営されていたようで、和田組の庄屋を務めたのが大脇家です。南部の村の様子を知る上で貴重な資料といえます。

同じ寄託資料として見逃せないものに、「加藤鐸五郎関係資料」があります。本誌 3 ページでも紹介しましたが、加藤鐸五郎（一八八三～一九七〇）は、現在の瀬戸市出身で、大正四年に愛知県会議員、大正十三年に衆議院議員となり、通算で約三十年にわたり衆議院議員を務めました。その間、商工省政務次官や国務大臣、法務大臣、衆議院議長に就任しています。寄託された資料は二七点ですが、彼の残した戦前の日記は、多くを戦災で焼失してはいるものの、歴史的価値の高いものといえます。更に、戦後の日記は、戦後政治史の解明に大いに役立つものと期待できます。また、戦前の資料として、新聞のスクランプ帳があります。



大脇家文書から



加藤鐸五郎関係資料から



大塚三右衛門家文書から

屋市中川区）に七石の給地を持つていました。資料は、江戸時代後期から明治時代初期のもので、先祖書や勤書、名古屋・熱田の町政に関するもの、絵図類など多岐にわたっています。

寄贈資料にはこのほかに、「尾張国愛知郡相原村近藤家文書」（一六六点）や「尾張国海東郡蟹江新田戸谷家文書」（一〇〇点）などを含む「鬼頭勝之氏収集文書・資料」（総数三八五点）、「湯浅氏収集新聞関連資料」（三三六点）、「加茂郡寺部村文書」（二三〇点）などがあります。資料の一つ一つが、江戸時代や明治時代などにおける人々の生活や地域の状況を知る上で貴重な資料といえます。

レファレンスコーナー

Q

明治時代の新聞を所蔵していると聞きました。一番古い新聞はどんな内容ですか。

A 本館で所蔵している最も古い新聞は、県内で初となる新聞「名古屋新聞」(文明社) (明治四年十一月創刊) の第一号です。緒言(前書きの意)には「知識ヲ廣ムルコソ本意ナレ」とあります。また、県から市町村に宛てた文書には、「新聞紙ハ民智ヲ開クノ最要ナリ(中略)事情ノ景況物價ノ騰降ヲ弁智シ人生ノ利用之ニ過ルモノナシ」(『愛知県史料』)と書かれており、ともに見聞を広めるために新聞が有用であると伝えています。

紙面は「十月二十八日本縣中學ヲ開校ス」と始まり、県下最成瀬正五位旧邸を改修し、県下最大の建物とすると書かれています。

【研修生の感想】
「県の業務の一つに記録を保管し、公開して県民の役に立てるということがあるのを初めて知つた。」

「博物館学の知識を踏まえて展覧会の準備がどのように行われているかを知ることができた。」「限られた時間や予算、人員で資料を完璧な状態に保存していくことは難しいことだと思った。」「公文書館の存在を知っている方は多くないと思う。企画展も新聞などで取り上げてもらい、存在を知つてもらうとよいと思つた。」

今後多くの学生の方に本館の業務を体験していただき、将来の進路を考える際の手がかりにしてもらえたと 思います。」

インターンシップ研修生体験記

今年度も、九月一日から十四日までの二週間、四名の大学生の方が本館での就業体験に参加しました。

研修では、公文書の修復、行政刊物の整理、書庫内の公文書の移動作業のほか、企画展の展示作業や古文書の解読なども体験し、本館の業務内容やその意義について理解を深めもらえたものと思います。



編集後記

▽開館当初、三万八千点ほどであった本館の所蔵資料も、三十年間で十八万点を超えるました。これらの

資料は、愛知県の歴史やこれまでの県政の取組などを知る上で大変貴重なものであり、この歴史資料を県民共有の知的資源として適切に保存・公開し、県政や地域の情報報を次の世代へ引き継ぐことが本館の使命であると考えています。

▽本号に掲載した古文書や県庁文書に関する記事は、全て本館所蔵の資料を基にしています。そのほかにも、歴史的価値の高い資料を数多く所蔵していますので、是非一度、本館へ足を運んでいただき、貴重な歴史資料に触れてみてください。

▽この公文書館だよりが、歴史資料への関心を深めていただくなりつけとなり、たくさんの方に本館を利用していくだけがんばれば幸いです。

愛知県公文書館だより 第二十一号

平成二十九年一月三十日

編集発行 愛知県公文書館